

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十一年九月十五日から平成二十二年一月十五日までに奈良県商工労働部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十一年九月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）エバグリーン大和高田店

所在地 大和高田市大字神楽三一一一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社廣甚

住所 和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目六五番地

代表者 廣岡 聖司

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社廣甚

住所 和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目六五番地

代表者 廣岡 聖司

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年五月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇七〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 八五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 六六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 一〇・五立法メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十一年八月三十一日

九 縦覧場所

奈良県商工労働部商業振興課及び大和高田市まちづくり振興室産業振興課

十 縦覧期間

平成二十一年九月十五日から平成二十二年一月十五日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで